

令和 7 年第 4 回 (12 月)

# 川口市議会定例会

一般議案（追加）

令和7年第4回（12月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第271号 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第272号 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第273号 川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	5
議案第274号 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第275号 川口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	48

議案第271号

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

第2条 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

第4条 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

第6条 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

第8条 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の147.5」に改める。

(川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）  
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

第10条 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の147.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定（以下これらを「改正後の各条例の規定」という。）は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の各条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月15日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第272号

### 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の190」を「100分の195」に改める。

第2条 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の195」を「100分の187.5」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

##### （適用）

2 第1条の規定による改正後の川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

##### （期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月15日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第273号

### 川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(川口市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第16条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 190,700	円 215,600	円 264,900	円 290,100	円 334,500	円 356,100	円 364,500	円 372,500
	2	192,000	216,700	266,400	292,100	335,900	357,900	366,000	374,200
	3	193,300	217,800	267,900	294,100	337,300	359,700	367,500	375,900
	4	194,600	218,900	269,400	296,100	338,700	361,500	369,000	377,600
	5	196,000	220,000	270,900	297,900	340,100	363,100	370,600	379,400
	6	197,500	221,400	272,100	299,900	342,000	364,600	372,200	381,300
	7	199,000	222,800	273,300	301,900	343,900	366,100	373,800	383,200
	8	200,500	224,200	274,500	303,900	345,800	367,600	375,400	385,100
	9	202,000	225,400	275,800	305,700	347,700	369,200	377,100	386,800
	10	203,500	226,800	277,100	307,700	349,600	370,800	379,000	388,700
	11	205,000	228,200	278,400	309,700	351,500	372,400	380,900	390,600
	12	206,500	229,600	279,700	311,700	353,400	374,000	382,800	392,500
	13	208,100	230,800	280,900	313,600	355,400	375,700	384,700	394,400

14	209, 700	232, 200	282, 800	315, 700	357, 200	377, 700	386, 300	396, 300
15	211, 300	233, 600	284, 700	317, 800	359, 000	379, 700	387, 900	398, 200
16	212, 900	235, 000	286, 600	319, 900	360, 800	381, 700	389, 500	400, 100
17	214, 300	236, 300	288, 300	321, 900	362, 600	383, 500	391, 100	402, 000
18	215, 600	237, 700	290, 200	323, 300	364, 100	385, 100	392, 700	403, 900
19	216, 900	239, 100	292, 100	324, 700	365, 600	386, 700	394, 300	405, 800
20	218, 200	240, 500	294, 000	326, 100	367, 100	388, 300	395, 900	407, 700
21	219, 400	241, 800	295, 700	327, 400	368, 700	389, 800	397, 300	409, 600
22	221, 000	242, 700	297, 500	329, 000	370, 300	391, 400	399, 300	411, 500
23	222, 600	243, 600	299, 300	330, 600	371, 900	393, 000	401, 300	413, 400
24	224, 200	244, 500	301, 100	332, 200	373, 500	394, 600	403, 300	415, 300
25	225, 700	245, 300	303, 000	333, 600	375, 100	396, 000	405, 100	417, 300
26	227, 300	246, 300	304, 900	335, 000	376, 800	397, 900	407, 100	419, 500
27	228, 900	247, 300	306, 800	336, 400	378, 500	399, 800	409, 100	421, 700
28	230, 500	248, 300	308, 700	337, 800	380, 200	401, 700	411, 100	423, 900
29	232, 100	249, 400	310, 500	339, 200	381, 700	403, 700	413, 000	426, 100
30	233, 700	250, 100	311, 700	341, 100	382, 900	405, 400	415, 100	428, 500
31	235, 300	250, 800	312, 900	343, 000	384, 100	407, 100	417, 200	430, 900
32	236, 900	251, 500	314, 100	344, 900	385, 300	408, 800	419, 300	433, 300
33	238, 500	252, 300	315, 200	346, 900	386, 300	410, 300	421, 400	435, 800
34	239, 500	253, 200	316, 900	348, 800	387, 400	412, 000	423, 400	438, 200
35	240, 500	254, 100	318, 600	350, 700	388, 500	413, 700	425, 400	440, 600
36	241, 500	255, 000	320, 300	352, 600	389, 600	415, 400	427, 400	443, 000
37	242, 400	255, 700	322, 100	354, 500	390, 500	416, 900	429, 200	445, 500
38	243, 000	257, 000	323, 600	356, 100	391, 900	418, 500	430, 900	448, 100
39	243, 600	258, 300	325, 100	357, 700	393, 300	420, 100	432, 600	450, 700
40	244, 200	259, 600	326, 600	359, 300	394, 700	421, 700	434, 300	453, 300
41	244, 900	261, 000	328, 000	360, 700	395, 900	423, 200	435, 800	455, 700
42	246, 000	262, 500	330, 000	361, 900	397, 000	424, 800	437, 400	458, 400
43	247, 100	264, 000	332, 000	363, 100	398, 100	426, 400	439, 000	461, 100
44	248, 200	265, 500	334, 000	364, 300	399, 200	428, 000	440, 600	463, 800

	45	249, 200	266, 900	335, 900	365, 400	400, 200	429, 500	442, 200	466, 600
	46	249, 800	268, 100	337, 800	366, 400	401, 500	431, 100	443, 400	468, 600
	47	250, 400	269, 300	339, 700	367, 400	402, 800	432, 700	444, 600	470, 600
	48	251, 000	270, 500	341, 600	368, 400	404, 100	434, 300	445, 800	472, 600
	49	251, 700	271, 800	343, 500	369, 500	405, 400	435, 700	446, 800	474, 400
	50	252, 800	272, 800	345, 100	370, 900	406, 500	437, 000	447, 800	476, 200
	51	253, 900	273, 800	346, 700	372, 300	407, 600	438, 300	448, 800	478, 000
	52	255, 000	274, 800	348, 300	373, 700	408, 700	439, 600	449, 800	479, 800
	53	256, 100	275, 600	350, 000	374, 900	409, 900	440, 900	450, 800	481, 500
	54	257, 300	277, 200	351, 200	375, 900	410, 900	441, 300	452, 100	483, 100
	55	258, 500	278, 800	352, 400	376, 900	411, 900	441, 700	453, 400	484, 700
	56	259, 700	280, 400	353, 600	377, 900	412, 900	442, 100	454, 700	486, 300
	57	260, 800	282, 100	354, 900	378, 900	414, 000	442, 400	455, 900	487, 700
	58	261, 700	283, 800	356, 000	379, 900	414, 600	442, 800	456, 600	489, 200
	59	262, 600	285, 500	357, 100	380, 900	415, 200	443, 200	457, 300	490, 700
	60	263, 500	287, 200	358, 200	381, 900	415, 800	443, 600	458, 000	492, 200
	61	264, 300	288, 900	359, 300	382, 700	416, 200	443, 900	458, 800	493, 500
	62	264, 900	290, 500	360, 300	383, 700	416, 400	444, 400	459, 300	495, 000
	63	265, 500	292, 100	361, 300	384, 700	416, 600	444, 900	459, 800	496, 500
	64	266, 100	293, 700	362, 300	385, 700	416, 800	445, 400	460, 300	498, 000
	65	266, 700	295, 300	363, 100	386, 800	417, 100	445, 700	460, 800	499, 400
	66	267, 900	297, 100	363, 500	387, 800	417, 300	446, 100	461, 100	500, 500
	67	269, 100	298, 900	363, 900	388, 800	417, 500	446, 500	461, 400	501, 500
	68	270, 300	300, 700	364, 300	389, 800	417, 700	446, 900	461, 700	503, 300
	69	271, 500	302, 500	364, 600	390, 900	417, 900	447, 100	462, 000	504, 900
	70	272, 500	303, 400		391, 800	418, 000			506, 200
	71	273, 500	304, 300		392, 700	418, 100			507, 500
	72	274, 500	305, 200		393, 600	418, 200			508, 800
	73	275, 400	306, 000		394, 500	418, 400			510, 100
	74	275, 500	307, 500		395, 200	418, 500			511, 400
	75	275, 600	309, 000		395, 900	418, 600			512, 700
	76	275, 700	310, 500		396, 600	418, 700			514, 000

77	275,800	312,000		397,300	418,900			515,200
78		313,100		398,000	419,000			516,400
79		314,200		398,700	419,100			517,600
80		315,300		399,400	419,200			518,800
81		316,500		399,900	419,300			520,000
82		318,000		400,500	419,400			521,200
83		319,500		401,100	419,500			522,400
84		321,000		401,700	419,600			523,600
85		322,600		402,100	419,700			524,700
86		323,700		402,400				
87		324,800		402,700				
88		325,900		403,000				
89		327,100		403,200				
90		327,400		403,300				
91		327,700		403,400				
92		328,000		403,500				
93		328,300		403,600				
94				403,700				
95				403,800				
96				403,900				
97				404,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円 202,500	円 230,300	円 258,600	円 277,500	円 297,500	円 312,900	円 338,500

別表第2 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表

医療職給料表 (1)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円

前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	376,800	441,700	476,400	572,900
	2	379,700	444,000	478,700	575,700
	3	382,600	446,300	481,000	578,500
	4	385,500	448,600	483,300	581,300
	5	388,500	450,900	485,600	583,900
	6	391,000	453,200	488,100	586,500
	7	393,500	455,500	490,600	589,100
	8	396,000	457,800	493,100	591,700
	9	398,400	460,100	495,400	594,100
	10	400,900	462,100	497,700	596,600
	11	403,400	464,100	500,000	599,100
	12	405,900	466,100	502,300	601,600
	13	408,200	467,900	504,500	604,000
	14	410,700	469,900	506,700	606,500
	15	413,200	471,900	508,900	609,000
	16	415,700	473,900	511,100	611,500
	17	418,000	476,000	513,400	613,900
	18	420,500	478,200	515,600	616,400
	19	423,000	480,400	517,800	618,900
	20	425,500	482,600	520,000	621,400
	21	427,800	484,800	522,200	623,800
	22	430,200	486,900	524,400	626,300
	23	432,600	489,000	526,600	628,800
	24	435,000	491,100	528,800	631,300
	25	437,300	493,300	530,800	633,700
	26	439,500	495,400	533,100	636,100
	27	441,700	497,500	535,400	638,500
	28	443,900	499,600	537,700	640,900
	29	446,200	501,700	540,100	643,300
	30	448,200	503,700	542,400	645,200
	31	450,200	505,700	544,700	647,100
	32	452,200	507,700	547,000	649,000

33	454, 200	509, 600	549, 200	650, 800
34	456, 100	511, 700	551, 600	652, 800
35	458, 000	513, 800	554, 000	654, 800
36	459, 900	515, 900	556, 400	656, 800
37	461, 600	518, 000	558, 900	658, 700
38	463, 400	520, 100	561, 100	660, 700
39	465, 200	522, 200	563, 300	662, 700
40	467, 000	524, 300	565, 500	664, 700
41	468, 900	526, 300	567, 500	666, 500
42	470, 700	528, 300	569, 800	668, 500
43	472, 500	530, 300	572, 100	670, 500
44	474, 300	532, 300	574, 400	672, 500
45	476, 100	534, 300	576, 500	674, 300
46	477, 900	536, 300	578, 600	676, 300
47	479, 700	538, 300	580, 700	678, 300
48	481, 500	540, 300	582, 800	680, 300
49	483, 100	542, 200	584, 900	682, 100
50	484, 800	544, 200	587, 000	684, 100
51	486, 500	546, 200	589, 100	686, 100
52	488, 200	548, 200	591, 200	688, 100
53	490, 000	550, 000	593, 200	689, 900
54	491, 500	551, 800	595, 200	691, 900
55	493, 000	553, 600	597, 200	693, 900
56	494, 500	555, 400	599, 200	695, 900
57	495, 900	557, 100	601, 300	697, 700
58	497, 400	558, 900	603, 300	699, 700
59	498, 900	560, 700	605, 300	701, 700
60	500, 400	562, 500	607, 300	703, 700
61	501, 800	564, 100	609, 300	705, 500
62	503, 300	565, 900	611, 200	707, 400
63	504, 800	567, 700	613, 100	709, 300

	64	506,300	569,500	615,000	711,200
	65	507,700	571,100	616,700	713,000
	66	509,200	572,900	618,600	715,000
	67	510,700	574,700	620,500	717,000
	68	512,200	576,500	622,400	719,000
	69	513,600	578,100	624,200	720,800
	70		579,800	626,000	722,800
	71		581,500	627,800	724,800
	72		583,200	629,600	726,800
	73		585,000	631,200	728,600
	74		586,700	633,100	730,600
	75		588,400	635,000	732,600
	76		590,100	636,900	734,600
	77		591,700	638,700	736,400
	78		593,400	640,600	738,400
	79		595,100	642,500	740,400
	80		596,800	644,400	742,400
	81		598,300	646,200	744,200
	82		600,000	648,100	
	83		601,700	650,000	
	84		603,400	651,900	
	85		604,900	653,700	
	86		606,500	655,600	
	87		608,100	657,500	
	88		609,700	659,400	
	89		611,400	661,200	
	90		613,100	663,100	
	91		614,800	665,000	
	92		616,500	666,900	
	93		618,100	668,700	
	94		619,800	670,600	
	95		621,500	672,500	

96		623, 200	674, 400	
97		624, 700	676, 100	
98		626, 400	678, 000	
99		628, 100	679, 900	
100		629, 800	681, 800	
101		631, 300	683, 500	
102		633, 000	685, 400	
103		634, 700	687, 300	
104		636, 400	689, 200	
105		637, 900	690, 900	
106		639, 600	692, 800	
107		641, 300	694, 700	
108		643, 000	696, 600	
109		644, 500	698, 300	
110		646, 200	700, 200	
111		647, 900	702, 100	
112		649, 600	704, 000	
113		651, 100	705, 700	
114		652, 800	707, 600	
115		654, 500	709, 500	
116		656, 200	711, 400	
117		657, 700	713, 100	
118			715, 000	
119			716, 900	
120			718, 800	
121			720, 500	
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 312, 900	円 356, 500	円 412, 800	円 488, 500

医療職給料表 (2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 217,300	円 229,200	円 265,500	円 337,000	円 381,800
	2	218,800	230,800	266,600	339,300	384,100
	3	220,300	232,400	267,700	341,600	386,400
	4	221,800	234,000	268,800	343,900	388,700
	5	223,100	235,400	270,000	346,000	390,800
	6	224,600	236,600	271,400	348,000	393,000
	7	226,100	237,800	272,800	350,000	395,200
	8	227,600	239,000	274,200	352,000	397,400
	9	229,000	240,000	275,600	353,800	399,400
	10	230,500	241,200	277,000	355,800	401,600
	11	232,000	242,400	278,400	357,800	403,800
	12	233,500	243,600	279,800	359,800	406,000
	13	234,800	244,600	281,100	361,900	408,100
	14	235,800	245,700	282,600	364,000	410,400
	15	236,800	246,800	284,100	366,100	412,700
	16	237,800	247,900	285,600	368,200	415,000
	17	238,900	249,000	286,900	370,200	417,200
	18	239,700	250,000	288,600	372,400	419,500
	19	240,500	251,000	290,300	374,600	421,800
	20	241,300	252,000	292,000	376,800	424,100
	21	242,000	253,000	293,600	378,900	426,200
	22	242,900	254,000	295,200	380,800	428,500
	23	243,800	255,000	296,800	382,700	430,800
	24	244,700	256,000	298,400	384,600	433,100
	25	245,500	257,000	299,900	386,400	435,300
	26	246,300	258,100	301,300	388,300	437,600
	27	247,100	259,200	302,700	390,200	439,900

	28	247, 900	260, 300	304, 100	392, 100	442, 200
	29	248, 700	261, 300	305, 300	393, 800	444, 400
	30	249, 200	262, 500	306, 900	395, 600	446, 700
	31	249, 700	263, 700	308, 500	397, 400	449, 000
	32	250, 200	264, 900	310, 100	399, 200	451, 300
	33	250, 800	266, 100	311, 800	401, 000	453, 400
	34	251, 400	267, 500	313, 400	402, 700	455, 700
	35	252, 000	268, 900	315, 000	404, 400	458, 000
	36	252, 600	270, 300	316, 600	406, 100	460, 300
	37	253, 300	271, 500	318, 000	407, 800	462, 400
	38	254, 200	272, 800	319, 200	409, 100	464, 600
	39	255, 100	274, 100	320, 400	410, 400	466, 800
	40	256, 000	275, 400	321, 600	411, 700	469, 000
	41	257, 000	276, 700	322, 900	413, 000	471, 300
	42	258, 000	278, 100	324, 700	414, 300	473, 500
	43	259, 000	279, 500	326, 500	415, 600	475, 700
	44	260, 000	280, 900	328, 300	416, 900	477, 900
	45	260, 800	282, 200	330, 200	418, 000	480, 000
	46	261, 400	283, 700	332, 100	419, 400	481, 900
	47	262, 000	285, 200	334, 000	420, 800	483, 800
	48	262, 600	286, 700	335, 900	422, 200	485, 700
	49	263, 100	288, 100	337, 600	423, 500	487, 500
	50	263, 800	289, 700	339, 400	424, 900	489, 400
	51	264, 500	291, 300	341, 200	426, 300	491, 300
	52	265, 200	292, 900	343, 000	427, 700	493, 200
	53	265, 700	294, 300	344, 600	429, 000	494, 900
	54	266, 100	295, 700	346, 300	430, 400	496, 700
	55	266, 500	297, 100	348, 000	431, 800	498, 500
	56	266, 900	298, 500	349, 700	433, 200	500, 300
	57	267, 200	299, 700	351, 400	434, 500	502, 200
	58	267, 600	301, 000	352, 900	435, 800	504, 000

59	268,000	302,300	354,400	437,100	505,800
60	268,400	303,600	355,900	438,400	507,600
61	268,600	305,000	357,200	439,800	509,400
62	268,900	306,200	358,500	441,200	511,200
63	269,200	307,400	359,800	442,600	513,000
64	269,500	308,600	361,100	444,000	514,800
65	269,700	309,700	362,400	445,300	516,500
66		310,600	363,600	446,700	518,300
67		311,500	364,800	448,100	520,100
68		312,400	366,000	449,500	521,900
69		313,200	367,100	450,800	523,500
70		314,400	368,300	452,200	525,200
71		315,600	369,500	453,600	526,900
72		316,800	370,700	455,000	528,600
73		318,100	372,000	456,300	530,400
74		319,300	373,300	457,700	
75		320,500	374,600	459,100	
76		321,700	375,900	460,500	
77		323,000	377,000	461,800	
78		323,900	378,300	463,200	
79		324,800	379,600	464,600	
80		325,700	380,900	466,000	
81		326,600	382,000	467,300	
82		327,500	383,100	468,700	
83		328,400	384,200	470,100	
84		329,300	385,300	471,500	
85		330,300	386,500	472,800	
86		331,200	387,500	474,200	
87		332,100	388,500	475,600	
88		333,000	389,500	477,000	
89		333,800	390,500	478,300	

	90		334,700	391,500	479,700	
	91		335,600	392,500	481,100	
	92		336,500	393,500	482,500	
	93		337,500	394,600	483,800	
	94		338,400	395,600	485,200	
	95		339,300	396,600	486,600	
	96		340,200	397,600	488,000	
	97		341,100	398,600	489,300	
	98			399,600	490,700	
	99			400,600	492,100	
	100			401,600	493,500	
	101			402,500	494,800	
	102			403,500	496,200	
	103			404,500	497,600	
	104			405,500	499,000	
	105			406,400	500,300	
	106			407,400	501,700	
	107			408,400	503,100	
	108			409,400	504,500	
	109			410,300	505,800	
	110			411,300		
	111			412,300		
	112			413,300		
	113			414,200		
	114			415,200		
	115			416,200		
	116			417,200		
	117			418,100		
	118			419,000		
	119			419,900		
	120			420,800		

	121			421,700		
	122			422,600		
	123			423,500		
	124			424,400		
	125			425,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 223,500	円 262,500	円 290,500	円 343,000	円 343,500
	2	225,000	263,400	291,600	344,500	345,000
	3	226,500	264,300	292,700	346,000	346,500
	4	228,000	265,200	293,800	347,500	348,000
	5	229,400	266,200	294,900	349,100	349,600
	6	231,000	266,900	296,000	350,800	351,300
	7	232,600	267,600	297,100	352,500	353,000
	8	234,200	268,300	298,200	354,200	354,700
	9	235,600	269,100	299,400	355,700	356,400
	10	237,300	270,300	300,200	357,600	358,500
	11	239,000	271,500	301,000	359,500	360,600
	12	240,700	272,700	301,800	361,400	362,700
	13	242,400	273,700	302,700	363,400	364,700
	14	244,200	274,900	303,600	365,200	366,600
	15	246,000	276,100	304,500	367,000	368,500
	16	247,800	277,300	305,400	368,800	370,400
	17	249,600	278,400	306,400	370,500	372,100
	18	251,300	279,500	307,400	372,200	374,000

19	253,000	280,600	308,400	373,900	375,900
20	254,700	281,700	309,400	375,600	377,800
21	256,200	282,800	310,400	377,200	379,500
22	257,700	283,900	311,400	379,000	381,400
23	259,200	285,000	312,400	380,800	383,300
24	260,700	286,100	313,400	382,600	385,200
25	262,000	287,300	314,500	384,200	386,900
26	262,900	288,500	315,300	385,700	388,700
27	263,800	289,700	316,100	387,200	390,500
28	264,700	290,900	316,900	388,700	392,300
29	265,700	292,100	317,800	390,200	393,900
30	266,900	293,300	318,600	391,700	395,600
31	268,100	294,500	319,400	393,200	397,300
32	269,300	295,700	320,200	394,700	399,000
33	270,300	296,900	321,100	396,200	400,500
34	271,300	297,700	322,000	397,600	402,100
35	272,300	298,500	322,900	399,000	403,700
36	273,300	299,300	323,800	400,400	405,300
37	274,200	300,200	324,500	401,600	406,800
38	275,100	301,100	325,500	402,800	408,200
39	276,000	302,000	326,500	404,000	409,600
40	276,900	302,900	327,500	405,200	411,000
41	277,900	303,900	328,600	406,500	412,400
42	278,900	304,900	329,600	407,600	413,800
43	279,900	305,900	330,600	408,700	415,200
44	280,900	306,900	331,600	409,800	416,600
45	282,000	307,900	332,600	411,000	417,900
46	283,000	308,900	333,600	412,200	419,400
47	284,000	309,900	334,600	413,400	420,900
48	285,000	310,900	335,600	414,600	422,400
49	286,000	312,000	336,600	415,800	423,700

50	286,900	312,800	337,700	417,000	425,100
51	287,800	313,600	338,800	418,200	426,500
52	288,700	314,400	339,900	419,400	427,900
53	289,400	315,300	341,100	420,600	429,100
54	290,200	316,100	342,600	421,800	430,400
55	291,000	316,900	344,100	423,000	431,700
56	291,800	317,700	345,600	424,200	433,000
57	292,500	318,600	347,200	425,300	434,100
58	293,100	319,300	348,800	426,500	435,500
59	293,700	320,000	350,400	427,700	436,900
60	294,300	320,700	352,000	428,900	438,300
61	295,000	321,200	353,700	430,000	439,500
62	295,700	322,100	355,600	431,100	440,800
63	296,400	323,000	357,500	432,200	442,100
64	297,100	323,900	359,400	433,300	443,400
65	297,800	324,700	361,400	434,300	444,600
66	298,400	325,700	363,200	435,300	445,900
67	299,000	326,700	365,000	436,300	447,200
68	299,600	327,700	366,800	437,300	448,500
69	300,000	328,700	368,400	438,300	449,700
70	300,600	329,700	369,800	439,400	451,000
71	301,200	330,700	371,200	440,500	452,300
72	301,800	331,700	372,600	441,600	453,600
73	302,200	332,700	374,000	442,500	454,800
74	302,700	333,700	375,200	443,600	456,100
75	303,200	334,700	376,400	444,700	457,400
76	303,700	335,700	377,600	445,800	458,700
77	304,300	336,700	378,900	446,700	459,800
78	304,700	337,800	379,900	447,800	461,100
79	305,100	338,900	380,900	448,900	462,400
80	305,500	340,000	381,900	450,000	463,700

81	305, 800	341, 200	382, 800	450, 900	464, 800
82	306, 300	341, 800	383, 800	452, 000	466, 100
83	306, 800	342, 400	384, 800	453, 100	467, 400
84	307, 300	343, 000	385, 800	454, 200	468, 700
85	307, 700	343, 700	386, 600	455, 100	469, 800
86	308, 100	344, 600	387, 500	456, 200	471, 100
87	308, 500	345, 500	388, 400	457, 300	472, 400
88	308, 900	346, 400	389, 300	458, 400	473, 700
89	309, 100	347, 300	390, 300	459, 300	474, 800
90	309, 400	348, 100	391, 300	460, 400	476, 100
91	309, 700	348, 900	392, 300	461, 500	477, 400
92	310, 000	349, 700	393, 300	462, 600	478, 700
93	310, 100	350, 600	394, 100	463, 500	479, 800
94	310, 500	351, 400	395, 100		481, 000
95	310, 900	352, 200	396, 100		482, 200
96	311, 300	353, 000	397, 100		483, 400
97	311, 700	353, 800	397, 900		484, 700
98	312, 100	354, 600	398, 900		485, 900
99	312, 500	355, 400	399, 900		487, 100
100	312, 900	356, 200	400, 900		488, 300
101	313, 400	357, 100	401, 700		489, 600
102	313, 700	357, 900	402, 600		490, 800
103	314, 000	358, 700	403, 500		492, 000
104	314, 300	359, 500	404, 400		493, 200
105	314, 700	360, 100	405, 100		494, 400
106	315, 200	360, 900	405, 900		495, 600
107	315, 700	361, 700	406, 700		496, 800
108	316, 200	362, 500	407, 500		498, 000
109	316, 700	363, 200	408, 100		499, 200
110	317, 300	363, 900	408, 900		
111	317, 900	364, 600	409, 700		

112	318,500	365,300	410,500		
113	319,200	365,800	411,100		
114		366,500	411,800		
115		367,200	412,500		
116		367,900	413,200		
117		368,500	413,900		
118		369,000			
119		369,500			
120		370,000			
121		370,400			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

第2条 川口市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第16条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200

務職員以外の職員	3	198, 100	244, 700	278, 300	312, 700	336, 200	370, 100	424, 500	482, 100
	4	199, 200	246, 100	279, 300	314, 100	337, 900	371, 700	426, 300	486, 700
	5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300	428, 100	490, 700
	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900	494, 100
	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700	497, 000
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600	
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100	
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100	
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400	
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700	
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	

35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		

	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700						
	87	266, 500	306, 100	356, 100						
	88	266, 800	306, 400	356, 500						
	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						
	92	268, 000	307, 600	357, 900						
	93	268, 300	307, 800	358, 100						
	94		308, 000	358, 400						
	95		308, 300	358, 800						
	96		308, 700	359, 100						
	97		308, 900	359, 400						

	98	309, 200	359, 800					
	99	309, 500	360, 200					
	100	309, 900	360, 600					
	101	310, 100	361, 100					
	102	310, 400	361, 500					
	103	310, 700	361, 900					
	104	311, 000	362, 300					
	105	311, 200	362, 800					
	106	311, 500	363, 200					
	107	311, 800	363, 500					
	108	312, 100	363, 800					
	109	312, 300	364, 200					
	110	312, 600						
	111	313, 000						
	112	313, 300						
	113	313, 500						
	114	313, 700						
	115	314, 000						
	116	314, 400						
	117	314, 600						
	118	314, 800						
	119	315, 100						
	120	315, 400						
	121	315, 700						
	122	315, 900						
	123	316, 200						
	124	316, 500						
	125	316, 800						
定年前再任用短時間勤務職	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

員									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(川口市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は」を「若しくは」に改め、「までの規定」の次に「又は川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第　　号）附則第5項から第7項までの規定」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条並びに次項並びに附則第3項及び第9項の規定　公布の日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定　令和8年4月1日

(適用)
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定（川口市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第16条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定　令和7年4月1日
  - (2) 第1条の規定による改正後の給与条例第16条第2項及び第3項並びに第16条の4第2項の規定　令和7年12月1日

(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第64号。以下この項において「令和6年改正条例」という。）附則第5項から第7項まで又は第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（令和6年改正条例附則第5項から第7項まで又は第9項から第11項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。  
(号給の切替え)

4 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の給与条例別表第1の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（60歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員及び切替日の前日において給与条例附則第20項の規定の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 切替日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以降に新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

10 川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「3月31日」の次に「又は令和8年3月31日のいずれか早い日」を加える。

附則第9項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改める。

附則別表（附則第4項関係）

旧号給	新号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	5	5	1	1
2	1	1	1	1	6	6	1	1
3	1	1	1	1	7	7	1	1
4	1	1	1	1	8	8	1	1
5	1	1	1	1	9	9	1	1
6	2	1	2	1	10	10	1	1
7	3	1	3	1	11	11	1	1
8	4	1	4	1	12	12	1	1
9	5	1	5	1	13	13	1	1
10	6	1	6	1	14	14	1	1
11	7	1	7	1	15	15	1	1
12	8	1	8	1	16	16	1	1
13	9	1	9	1	17	17	1	1
14	10	1	10	2	18	18	1	1
15	11	1	11	3	19	19	1	1
16	12	1	12	4	20	20	1	1
17	13	1	13	5	21	21	1	1
18	14	1	14	6	22	22	2	1
19	15	1	15	7	23	23	3	1
20	16	1	16	8	24	24	4	1
21	17	1	17	9	25	25	5	1

2 2	1 8	1	1 8	1 0	2 6	2 6	6	1
2 3	1 9	1	1 9	1 1	2 7	2 7	7	1
2 4	2 0	1	2 0	1 2	2 8	2 8	8	1
2 5	2 1	1	2 1	1 3	2 9	2 9	9	1
2 6	2 2	2	2 2	1 4	3 0	3 0	1 0	1
2 7	2 3	3	2 3	1 5	3 1	3 1	1 1	1
2 8	2 4	4	2 4	1 6	3 2	3 2	1 2	1
2 9	2 5	5	2 5	1 7	3 3	3 3	1 3	1
3 0	2 6	6	2 6	1 8	3 4	3 4	1 4	1
3 1	2 7	7	2 7	1 9	3 5	3 5	1 5	1
3 2	2 8	8	2 8	2 0	3 6	3 6	1 6	1
3 3	2 9	9	2 9	2 1	3 7	3 7	1 7	1
3 4	3 0	1 0	3 0	2 2	3 8	3 8	1 8	1
3 5	3 1	1 1	3 1	2 3	3 9	3 9	1 9	1
3 6	3 2	1 2	3 2	2 4	4 0	4 0	2 0	1
3 7	3 3	1 3	3 3	2 5	4 1	4 1	2 1	1
3 8	3 4	1 4	3 4	2 6	4 3	4 2	2 2	1
3 9	3 5	1 5	3 5	2 7	4 5	4 3	2 3	1
4 0	3 6	1 6	3 6	2 8	4 7	4 4	2 4	1
4 1	3 7	1 7	3 7	2 9	4 9	4 5	2 5	1
4 2	3 8	1 8	3 8	3 0	5 1	4 6	2 6	2
4 3	3 9	1 9	3 9	3 1	5 3	4 7	2 7	3
4 4	4 0	2 0	4 0	3 2	5 5	4 8	2 8	4
4 5	4 1	2 1	4 1	3 3	5 7	4 9	2 9	5
4 6	4 2	2 2	4 2	3 4	5 9	5 0	3 0	6
4 7	4 3	2 3	4 3	3 5	6 2	5 1	3 1	7
4 8	4 4	2 4	4 4	3 6	6 5	5 2	3 2	8
4 9	4 5	2 5	4 5	3 7	6 9	5 3	3 3	9
5 0	4 6	2 6	4 6	3 8	7 3	5 4	3 4	9

5 1	4 7	2 7	4 7	3 9	7 7	5 5	3 5	9
5 2	4 8	2 8	4 8	4 0	8 1	5 6	3 6	9
5 3	4 9	2 9	4 9	4 1	8 5	5 7	3 7	9
5 4	5 0	3 0	5 0	4 2	8 5	5 8	3 8	9
5 5	5 1	3 1	5 1	4 3	8 5	5 9	3 9	9
5 6	5 2	3 2	5 2	4 4	8 5	6 0	4 0	9
5 7	5 3	3 3	5 3	4 5	8 5	6 1	4 1	9
5 8	5 5	3 4	5 4	4 6	8 5	6 2	4 2	9
5 9	5 7	3 5	5 5	4 7	8 5	6 3	4 3	9
6 0	5 9	3 6	5 6	4 8	8 5	6 4	4 4	9
6 1	6 1	3 7	5 7	4 9	8 5	6 5	4 5	9
6 2	6 3	3 8	6 0	5 0	8 5	6 6	4 5	9
6 3	6 5	3 9	6 3	5 1	8 5	6 7	4 5	9
6 4	6 7	4 0	6 6	5 2	8 5	6 8	4 5	9
6 5	6 9	4 1	6 9	5 3	8 5	6 9	4 5	9
6 6	7 2	4 2	7 2	5 4	8 5	7 0	4 5	9
6 7	7 5	4 3	7 5	5 5	8 5	7 1	4 5	9
6 8	7 8	4 4	7 8	5 6	8 5	7 2	4 5	9
6 9	8 1	4 5	8 1	5 7	8 5	7 3	4 5	9
7 0	8 4	4 6		5 8	8 5			9
7 1	8 7	4 7		5 9	8 5			9
7 2	9 0	4 8		6 0	8 5			9
7 3	9 3	4 9		6 1	8 5			9
7 4	9 3	5 0		6 2	8 5			9
7 5	9 3	5 1		6 3	8 5			9
7 6	9 3	5 2		6 4	8 5			9
7 7	9 3	5 3		6 5	8 5			9
7 8		5 5		6 6	8 5			9
7 9		5 7		6 7	8 5			9

8 0		5 9		6 8	8 5			9
8 1		6 1		6 9	8 5			9
8 2		6 2		7 0	8 5			9
8 3		6 3		7 1	8 5			9
8 4		6 4		7 2	8 5			9
8 5		6 5		7 3	8 5			9
8 6		6 7		7 4				
8 7		6 9		7 5				
8 8		7 1		7 6				
8 9		7 5		7 7				
9 0		7 9		7 8				
9 1		8 3		7 9				
9 2		8 8		8 0				
9 3		9 3		8 1				
9 4				8 2				
9 5				8 3				
9 6				8 4				
9 7				8 5				

令和7年12月15日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第274号

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第16条第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800 円	242,000 円	276,300 円
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200

18	221, 000	263, 900	294, 500
19	222, 600	265, 000	295, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900
21	225, 600	267, 000	297, 900
22	227, 200	268, 000	299, 100
23	228, 800	269, 000	300, 300
24	230, 400	270, 000	301, 600
25	232, 000	271, 000	302, 900
26	233, 700	271, 900	303, 900
27	235, 000	272, 700	304, 900
28	236, 300	273, 600	305, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000
30	238, 700	275, 200	308, 200
31	239, 800	276, 000	309, 300
32	240, 900	276, 700	310, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200
36	244, 800	279, 600	315, 500
37	245, 800	280, 300	316, 700
38	246, 700	281, 100	318, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300
40	248, 400	282, 500	320, 600
41	249, 200	283, 200	321, 900
42	249, 900	283, 900	323, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400
46	252, 400	286, 600	327, 700

47	253, 000	287, 300	329, 000
48	253, 600	287, 900	330, 300
49	254, 100	288, 600	331, 400
50	254, 700	289, 200	332, 700
51	255, 300	289, 900	333, 900
52	255, 800	290, 600	335, 100
53	256, 200	291, 100	336, 400
54	256, 600	291, 700	337, 400
55	256, 900	292, 300	338, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600
57	257, 500	293, 600	340, 300
58	257, 800	294, 200	341, 200
59	258, 100	294, 800	341, 900
60	258, 400	295, 500	342, 700
61	258, 700	296, 100	343, 500
62	259, 000	296, 700	343, 900
63	259, 300	297, 200	344, 400
64	259, 600	297, 700	345, 100
65	259, 900	298, 200	345, 900
66	260, 200	298, 800	346, 600
67	260, 500	299, 300	347, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900
69	261, 100	300, 300	348, 400
70	261, 400	300, 800	349, 000
71	261, 700	301, 300	349, 500
72	262, 000	301, 900	350, 100
73	262, 300	302, 400	350, 400
74	262, 600	302, 800	350, 900
75	262, 900	303, 100	351, 200

76	263, 200	303, 400	351, 600
77	263, 500	303, 600	352, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500
79	264, 100	304, 100	353, 000
80	264, 400	304, 400	353, 500
81	264, 700	304, 600	353, 800
82	265, 000	304, 800	354, 200
83	265, 300	305, 100	354, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000
85	265, 900	305, 600	355, 300
86	266, 200	305, 800	355, 700
87	266, 500	306, 100	356, 100
88	266, 800	306, 400	356, 500
89	267, 100	306, 700	356, 700
90	267, 400	307, 000	357, 100
91	267, 700	307, 300	357, 500
92	268, 000	307, 600	357, 900
93	268, 300	307, 800	358, 100
94		308, 000	358, 400
95		308, 300	358, 800
96		308, 700	359, 100
97		308, 900	359, 400
98		309, 200	359, 800
99		309, 500	360, 200
100		309, 900	360, 600
101		310, 100	361, 100
102		310, 400	361, 500
103		310, 700	361, 900
104		311, 000	362, 300

105		311,200	362,800
106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	
111		313,000	
112		313,300	
113		313,500	
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	
123		316,200	
124		316,500	
125		316,800	

## 2 医療職給料表（1）

職務の級	1 級
号 級	給料月額
1	円 376,800
2	379,700
3	382,600
4	385,500

5	388, 500
6	391, 000
7	393, 500
8	396, 000
9	398, 400
10	400, 900
11	403, 400
12	405, 900
13	408, 200
14	410, 700
15	413, 200
16	415, 700
17	418, 000
18	420, 500
19	423, 000
20	425, 500
21	427, 800
22	430, 200
23	432, 600
24	435, 000
25	437, 300
26	439, 500
27	441, 700
28	443, 900
29	446, 200
30	448, 200
31	450, 200
32	452, 200
33	454, 200

34	456, 100
35	458, 000
36	459, 900
37	461, 600
38	463, 400
39	465, 200
40	467, 000
41	468, 900
42	470, 700
43	472, 500
44	474, 300
45	476, 100
46	477, 900
47	479, 700
48	481, 500
49	483, 100
50	484, 800
51	486, 500
52	488, 200
53	490, 000
54	491, 500
55	493, 000
56	494, 500
57	495, 900
58	497, 400
59	498, 900
60	500, 400
61	501, 800
62	503, 300

63	504,800
64	506,300
65	507,700
66	509,200
67	510,700
68	512,200
69	513,600

### 3 医療職給料表 (2)

職務の級	1 級	2 級
号 級	給料月額	給料月額
1	217,300 円	229,200 円
2	218,800	230,800
3	220,300	232,400
4	221,800	234,000
5	223,100	235,400
6	224,600	236,600
7	226,100	237,800
8	227,600	239,000
9	229,000	240,000
10	230,500	241,200
11	232,000	242,400
12	233,500	243,600
13	234,800	244,600
14	235,800	245,700
15	236,800	246,800
16	237,800	247,900
17	238,900	249,000

18	239, 700	250, 000
19	240, 500	251, 000
20	241, 300	252, 000
21	242, 000	253, 000
22	242, 900	254, 000
23	243, 800	255, 000
24	244, 700	256, 000
25	245, 500	257, 000
26	246, 300	258, 100
27	247, 100	259, 200
28	247, 900	260, 300
29	248, 700	261, 300
30	249, 200	262, 500
31	249, 700	263, 700
32	250, 200	264, 900
33	250, 800	266, 100
34	251, 400	267, 500
35	252, 000	268, 900
36	252, 600	270, 300
37	253, 300	271, 500
38	254, 200	272, 800
39	255, 100	274, 100
40	256, 000	275, 400
41	257, 000	276, 700
42	258, 000	278, 100
43	259, 000	279, 500
44	260, 000	280, 900
45	260, 800	282, 200
46	261, 400	283, 700

47	262, 000	285, 200
48	262, 600	286, 700
49	263, 100	288, 100
50	263, 800	289, 700
51	264, 500	291, 300
52	265, 200	292, 900
53	265, 700	294, 300
54	266, 100	295, 700
55	266, 500	297, 100
56	266, 900	298, 500
57	267, 200	299, 700
58	267, 600	301, 000
59	268, 000	302, 300
60	268, 400	303, 600
61	268, 600	305, 000
62	268, 900	306, 200
63	269, 200	307, 400
64	269, 500	308, 600
65	269, 700	309, 700
66		310, 600
67		311, 500
68		312, 400
69		313, 200
70		314, 400
71		315, 600
72		316, 800
73		318, 100
74		319, 300
75		320, 500

76		321,700
77		323,000
78		323,900
79		324,800
80		325,700
81		326,600
82		327,500
83		328,400
84		329,300
85		330,300
86		331,200
87		332,100
88		333,000
89		333,800
90		334,700
91		335,600
92		336,500
93		337,500
94		338,400
95		339,300
96		340,200
97		341,100

#### 4 医療職給料表 (3)

職務の級	1 級	2 級
号 級	給料月額	給料月額
1	223,500 円	262,500 円
2	225,000	263,400
3	226,500	264,300

4	228, 000	265, 200
5	229, 400	266, 200
6	231, 000	266, 900
7	232, 600	267, 600
8	234, 200	268, 300
9	235, 600	269, 100
10	237, 300	270, 300
11	239, 000	271, 500
12	240, 700	272, 700
13	242, 400	273, 700
14	244, 200	274, 900
15	246, 000	276, 100
16	247, 800	277, 300
17	249, 600	278, 400
18	251, 300	279, 500
19	253, 000	280, 600
20	254, 700	281, 700
21	256, 200	282, 800
22	257, 700	283, 900
23	259, 200	285, 000
24	260, 700	286, 100
25	262, 000	287, 300
26	262, 900	288, 500
27	263, 800	289, 700
28	264, 700	290, 900
29	265, 700	292, 100
30	266, 900	293, 300
31	268, 100	294, 500
32	269, 300	295, 700

33	270, 300	296, 900
34	271, 300	297, 700
35	272, 300	298, 500
36	273, 300	299, 300
37	274, 200	300, 200
38	275, 100	301, 100
39	276, 000	302, 000
40	276, 900	302, 900
41	277, 900	303, 900
42	278, 900	304, 900
43	279, 900	305, 900
44	280, 900	306, 900
45	282, 000	307, 900
46	283, 000	308, 900
47	284, 000	309, 900
48	285, 000	310, 900
49	286, 000	312, 000
50	286, 900	312, 800
51	287, 800	313, 600
52	288, 700	314, 400
53	289, 400	315, 300
54	290, 200	316, 100
55	291, 000	316, 900
56	291, 800	317, 700
57	292, 500	318, 600
58	293, 100	319, 300
59	293, 700	320, 000
60	294, 300	320, 700
61	295, 000	321, 200

62	295, 700	322, 100
63	296, 400	323, 000
64	297, 100	323, 900
65	297, 800	324, 700
66	298, 400	325, 700
67	299, 000	326, 700
68	299, 600	327, 700
69	300, 000	328, 700
70	300, 600	329, 700
71	301, 200	330, 700
72	301, 800	331, 700
73	302, 200	332, 700
74	302, 700	333, 700
75	303, 200	334, 700
76	303, 700	335, 700
77	304, 300	336, 700
78	304, 700	337, 800
79	305, 100	338, 900
80	305, 500	340, 000
81	305, 800	341, 200
82	306, 300	341, 800
83	306, 800	342, 400
84	307, 300	343, 000
85	307, 700	343, 700
86	308, 100	344, 600
87	308, 500	345, 500
88	308, 900	346, 400
89	309, 100	347, 300
90	309, 400	348, 100

91	309, 700	348, 900
92	310, 000	349, 700
93	310, 100	350, 600
94	310, 500	351, 400
95	310, 900	352, 200
96	311, 300	353, 000
97	311, 700	353, 800
98	312, 100	354, 600
99	312, 500	355, 400
100	312, 900	356, 200
101	313, 400	357, 100
102	313, 700	357, 900
103	314, 000	358, 700
104	314, 300	359, 500
105	314, 700	360, 100
106	315, 200	360, 900
107	315, 700	361, 700
108	316, 200	362, 500
109	316, 700	363, 200
110	317, 300	363, 900
111	317, 900	364, 600
112	318, 500	365, 300
113	319, 200	365, 800
114		366, 500
115		367, 200
116		367, 900
117		368, 500
118		369, 000
119		369, 500

120		370,000
121		370,400

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月15日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

# 議案第275号

## 川口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

#### 第1章 総則（第1条—第3条）

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第4条）

##### 第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

#### 第3章 雜則（第34条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

##### （一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当該特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）の基本理念にのっとり、特定乳児等通園支援の提供により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児

等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもも及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。  
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。）

以下同じ。) の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針（第33条第2項第2号において「指針」という。）に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるものほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならぬ

い。ただし、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みを行った乳児等支援給付認定保護者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者で

あつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に掲げる事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもも又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生し、これにより賠償すべき損害があるときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (2) 指針に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、当該乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「当該乳児等支援給付認定保護者」とあるのは「当該特定乳児等通園支援事業者」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「乳児等支援給付認定保護者」とあるのは「特定乳児等通園支援事業者」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項

各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月15日提出

川口市長 奥ノ木 信夫